

病児保育を利用している皆さまへ

令和元年 10月から 幼児教育・保育の無償化がはじまります

対象となる方は？

★病児保育を利用している方で、次の①～③の全てにあてはまる方です

①保護者が就労や妊娠・出産、疾病や家族の介護などの理由により
保育の必要性がある児童

※年齢は4月1日時点でカウントします。たとえば、
4月に5歳だったお子さんが10月に誕生日を迎えて
6歳になっても、翌年の3月まで対象となります。

②次のいずれかに該当する児童

- ・ 3歳児から5歳児クラスの児童
- ・ 0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童

③幼稚園、認定こども園、認可保育所、小規模保育所、企業主導型保育所
を利用していない児童

※幼稚園は、預かり保育を実施していない幼稚園です。

☆3歳児クラスから5歳児クラスまでの
全ての児童

◆月額上限 37,000円まで無償化

☆0歳児クラスから2歳児クラスまでの
市民税非課税世帯の児童

◆月額上限 42,000円まで無償化

※給食費などの実費は無償化の対象外です。

★まずはここからスタート↓

<手続きの流れ>

★「保育の必要性の認定」を受けましょう。①

- ① 就労（両親共に月64時間以上）
- ② 妊娠・出産（出産予定月含む2ヵ月、産後2ヵ月）
- ③ 保護者の疾病等
- ④ 病人の看護等
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（起業準備）
- ⑦ 就学（就労に準じる）
- ⑧ その他

申請の際はそれぞれの事由
を証明する書類（「就労証明
書」など）が必要です。

①利用契約

②利用料支払い

③領収書等の発行

④還付金の請求

⑤還付金の支払い

保護者の皆様

市役所

申請は市役所へ！

※申請先は居住地の市町村になります

【問合せ】ひたちなか市福祉部児童福祉課 TEL029-273-0111 内 7225～6